告示

○総務省財務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十六日

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

本則に次の一号を加える。

七　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第十条3(a)から(c)まで並びに第二十二条1、4及び5

附　則

この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から適用する。

○外務省告示第三百六号

平成二十四年十二月十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約についてそれぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十五年九月二十五日に東京で行われた。よって、同条約は、その第三十一条1の規定に従い、平成二十五年十月二十五日に効力を生ずる。

平成二十五年九月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第三百一号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、自動車重量税印紙の形式を定める件（昭和四十六年十月大蔵省告示第百九号）の全部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から適用する。

ただし、この告示による改正前の自動車重量税印紙の形式を定める件に規定する自動車重量税印紙は、なお当分の間、使用することができる。

平成二十五年九月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

百円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　灰黄緑色
　　模様　明るい茶色と黒色
着色繊維　青色と赤色

二百円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　灰黄緑色
　　模様　明るい青色と黒色
着色繊維　青色と赤色

三百円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　灰黄緑色
　　模様　濃い緑色と黒色
着色繊維　青色と赤色

四百円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　灰黄緑色
　　模様　にぶい青緑色と黒色
着色繊維　青色と赤色

五百円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　灰黄緑色
　　模様　濃い赤紫色と黒色
着色繊維　青色と赤色